

原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の
維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について

平成19年5月15日
原子力委員会決定

原子力委員会は、本日、政策評価部会から、「原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について」と題する報告書を受領した。この報告書は、「原子力政策大綱」第2章2-2「平和利用の担保」及び第5章5-1「核不拡散体制の維持・強化」に示した基本的考え方について、同部会が、国と事業者等からこれに基づく取組の状況とその評価を聴取し、これに対する国民の意見等をも踏まえつつ評価した結果をとりまとめており、当委員会はこの報告書の結論を尊重することとする。

当委員会は、この報告書の結論を踏まえ、関係機関等が、原子力政策大綱に示している基本的考え方を引き続き尊重した上で、今後、以下の各項目に十分留意しつつ、取組を行うべきと考える。

(1) 国内法規制及び国際的な枠組みに基づいた、原子力の平和利用を担保する取組の推進

原子力委員会及び文部科学省等は、我が国における原子力の平和利用を担保する取組に関する情報について、透明性を確保し、国内外に効果的に公開していくべきである。また、文部科学省、(財)核物質管理センター及び事業者等は、この取組の中心となる保障措置活動が効果的にしかも効率的に行われるよう、特にその質の向上に配慮しつつ、IAEAとも連携して、継続的に改善活動を推進していくべきである。

(2) 国民への情報発信及び国内関係者間の意識共有

国民の多くが原子力の平和利用を担保するための具体的な枠組みや取組についてはほとんど知らない現実を踏まえて、原子力委員会等の行政機関及び事業者等は、手段を工夫して、これらの枠組みや取組とその重要性に関して国民との相互理解活動を進めていくべきである。また、事業者等においては、保障措置活動が有する重要性の認識等を事業所の従事者及び関係者の間で共有する取組を経営のトップが行って、平和利用に関する組織文化を醸成していくべきである。

(3) 国際社会に対する発信

国際社会には我が国における原子力の利用が平和目的に限定されていることに関して国際社会に誤解が生じないように、国は、外務省を中心に、我が国が核不拡散の維持・強化に向けて国際約束を厳守し取り組んでいることを、今後とも一層積極的に対外発信していくとともに、我が国の取組に関して誤解があれば迅速かつ明確に正していくべきである。

また、事業者、学術機関、民間団体等は、原子力の平和利用に関して、海外の一般国民に対する草の根活動や同業者レベルで共通認識を形成する活動などに取組み、海外との原子力平和利用に関する多層の相互学習ネットワークを構築し、維持していくことに努めるべきである。

(4) プルトニウム利用に関する透明性の確保

内閣府、文部科学省及び経済産業省並びに事業者等は、プルトニウムの管理状況や利用計画についての国の内外に対する情報発信を、透明性の確保と分かりやすさの観点から絶えず改良しつつ、着実に進めていくべきである。

(5) 国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組

我が国や国際社会の努力にもかかわらず新たな核拡散の懸念が生じていることや、今後世界的に原子力発電の拡大が見込まれることから、国は外務省を中心に、国際社会の核不拡散体制の維持・強化を目指す取組を引き続き推進するとともに、一層効果的で効率的な核不拡散のための国際的取組やルールの形成活動に積極的に関わっていくべきである。本年4月に公表された「日米原子力エネルギー共同行動計画」を踏まえ、「国際原子力エネルギー・パートナーシップ」におけるこの観点からの研究開発協力等も推進するべきである。

また、核セキュリティに対する国際的懸念の高まりを踏まえて、関係機関は核物質防護対策や核セキュリティ対策を強化する新たな国際的な取組にも積極的な対応を行っていくべきである。経済産業省は、この観点から、核拡散につながる民生技術の転用や迂回輸出を防止するために、諸外国・地域との協力を一層強化し、効果的で効率的な輸出管理を行っていくべきである。

(6) 核不拡散への取組基盤の充実に向けた知識経営、人材の育成、関連技術開発等への取組

外務省、文部科学省、経済産業省、事業者及び研究機関等の関係者は連携して、核不拡散の取組を進めるために重要な知識経営、人材の育成、技術開発を進めるべきである。それぞれの組織は、これらの取組を効果的に推進する観点から、大学との連携を強化するとともに、人材の相互交流、国際機関への人材派遣等を進め、多面的で国際的な情報ネットワークの構築・維持を目指すべきである。

また、文部科学省は、(独)日本原子力研究開発機構や(財)核物質管理センターが既存技術を不断に見直すことにより、効果的かつ効率的な保障措置活動のための技術や手法の研究開発課題を同定し、これを着実に推進していくようにするべきである。さらに、事業者、研究機関、関係学会などが連携して、保障措置技術の根幹をなす標準核物質が安定的に供給される体制を検討することも含めて、この分野の国際標準を充実する活動を強化するべきである。

当委員会は、本報告書の内容に関する情報発信、取組の強化、国民との相互理解の充実等に努めることとする。また、当委員会は、例えば、毎年度決定する原子力研究、開発及び利用に関する経費の見積りについての審議過程において、上に示したところについて関係行政機関等の取組状況を聴取するなどして、その確認に努め、適宜に必要な対応を図っていくこととする。

以上